

島根労働局発表  
令和8年1月5日

担当  
雇用環境・均等室  
室長 越沼綾乃  
雇用環境改善・均等推進指導官  
宮崎聖児  
トオネン早苗  
TEL 0852-31-1161



島根労働局  
公式キャラクター  
しげろー

## 建設業で県内初！

### 『くるみん』『えるぼし』のダブル認定！！

厚生労働省では、一般事業主行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした企業を『子育てサポート企業』として、次世代育成支援対策推進法に基づく『くるみん』認定しています。また、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な事業主を、女性活躍推進法に基づく『えるぼし』企業として認定しています。

今般、株式会社金見工務店を『くるみん』『えるぼし認定2つ星（2段階目）』としてダブル認定しました。

島根労働局（局長 岩見浩史）では、以下のとおり「認定通知書」の交付式を行います。

#### 《くるみん及びえるぼし認定企業概要》

#### 株式会社金見工務店

所在地：松江市上乃木2-18-1

代表者：代表取締役 金見 誠司

業種：建設業

労働者数：53人（女性14人）



認定マーク  
「くるみん(新基準)」

認定マーク  
「えるぼし(2つ星)」

#### 《認定通知書交付式》

1日 時 令和8年1月16日（金）14時～

2会場 株式会社金見工務店

（松江市上乃木2-18-1）

島根労働局長より株式会社金見工務店へ認定通知書の交付を行います。

※当日現地での取材が可能です。取材を希望される報道機関の皆様におかれましては、  
1月9日（金）15時までに島根労働局雇用環境・均等室の日高あてにご連絡ください。

資料1-1 『くるみん認定』に係る主な取組内容等

資料1-2 次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度の概要

資料1-3 くるみん認定基準の主な改正内容

資料1-4 次世代育成支援対策推進法に基づくくるみん認定状況

資料2-1 えるぼし認定基準に関する実績

資料2-2 女性活躍推進法に基づく認定制度の概要

資料2-3 女性活躍推進法に基づくえるぼし認定状況

# 株式会社金見工務店

## 『くるみん認定』に係る主な取組内容等

### 1 企業概要

代表者：代表取締役 金見 誠司  
 所在地：松江市上乃木2-18-1  
 業種：建設業  
 創業：1948年（昭和23年）4月  
 労働者数：53人（女性14人）



### 2 くるみん認定について

認定日：令和7年11月26日

認定回数：くるみん認定（1回目）

### 3 くるみん認定に係る主な実績

#### 【認定基準3】一般事業主行動計画に定めた目標とその達成状況

計画期間	令和3年3月1日～令和7年2月28日
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 男性の育児休業取得を促進する。</li> <li>(2) 年次有給休暇の取得日数を1人当たり年間9日以上とする。</li> <li>(3) 若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供。</li> </ul>
目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 期間中における男性育児休業取得率100%達成。</li> <li>(2) 1人当たりの年間平均取得日数 令和3年…12.8日、令和4年…10.6日、令和5年…10.3日、令和6年…13.2日</li> <li>(3) 令和3年（インターンシップ2名、職場体験0名）、令和4年（インターンシップ2名、職場体験0名） 令和5年（インターンシップ9名、職場体験2名）、令和6年（インターンシップ6名、職場体験2名）</li> </ul>

#### 【認定基準5】計画期間における男性労働者の育児休業取得率（男性30%以上）

男性労働者の育児休業等取得率	100%（6人）
----------------	----------

#### 【認定基準6】計画期間における育児休業取得率（女性75%以上）

女性労働者の育児休業等取得率	100%（2人）
----------------	----------

#### 【認定基準7】計画期間の終了日の属する事業年度における法定時間外労働等

法定時間外・法定休日労働	フルタイム労働者の平均が各月30時間未満
月平均の法定時間外労働が60時間以上の労働者数	0人

#### 【認定基準8】働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置の実施状況

実施している措置	措置の内容
ア 年次有給休暇の取得の促進のための措置	毎月、全社員の取得状況を取りまとめ、部署長へ報告し、各部署で周知、取得促進の声掛けを実施している。
イ 短時間正社員制度、在宅勤務等その他の働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置	短時間正社員制度・在宅勤務を導入し、社員の事情に合わせた多様な働き方ができる環境を目指している。

### 【トライくるみん認定】



### 【くるみん認定】



### 【プラチナくるみん認定】



### 【プラス認定】



### 「両立支援のひろば」

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画及び次世代育成支援に関する取組を公表するためのウェブサイトです。

各社の取組状況や両立支援に関する情報を検索できます。

<https://ryouritsu.mhlw.go.jp/>



### 厚生労働省HP

「不妊治療と仕事との両立のために」はこちら→

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_14408.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14408.html)



### 「次世代育成支援対策推進法関係リーフレット」

令和7年4月1日からくるみん認定、プラチナくるみん認定の認定基準等が改正されています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/jisedai.pdf>



# くるみん認定基準の主な改正内容

		旧基準	新基準
認定基準 (共通)	育児休業等をすることができる女性有期雇用労働者の育児休業等取得率 成果に関する具体的な目標を定めて実施する措置の選択肢	なし <u>75%</u>	①所定外労働の削減 ②年次有給休暇の取得の促進 ③短時間正社員制度、在宅勤務等その他働き方の見直しに関する多様な労働条件の整備 <u>延伸</u> <u>①男性労働者の育児休業等の取得期間の延伸</u> <u>②年次有給休暇の取得の促進</u> <u>③短時間正社員制度、在宅勤務等その他働き方の見直しに関する多様な労働条件の整備</u>
くるみん 認定基準 	男性労働者の育児休業等取得率 又は 男性労働者の育児休業等・育児目的休暇の取得率 雇用する労働者1人当たりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間数	<u>10%</u> <u>20%</u> 45時間未満（全てのフルタイム労働者）	<u>30%</u> <u>50%</u> 30時間未満（全てのフルタイム労働者） 又は45時間未満（25～39歳のフルタイム労働者）
トライ くるみん 認定基準 	男性労働者の育児休業等取得率 又は 男性労働者の育児休業等・育児目的休暇の取得率 雇用する労働者1人当たりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間数	<u>7%</u> <u>15%</u> 45時間未満（全てのフルタイム労働者）	<u>10%</u> <u>20%</u> 30時間未満（全てのフルタイム労働者） 又は45時間未満（25～39歳のフルタイム労働者）
プラチナ くるみん 認定基準 	男性労働者の育児休業等取得率 又は 男性労働者の育児休業等・育児目的休暇の取得率 雇用する労働者1人当たりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間数 能力の向上又はキャリア形成の支援のための取組に係る計画の策定及び実施の対象	<u>30%</u> <u>50%</u> 45時間未満（全てのフルタイム労働者） 女性労働者	<u>50%</u> <u>70%</u> 30時間未満（全てのフルタイム労働者） 又は45時間未満（25～39歳のフルタイム労働者） 男性労働者及び女性労働者

# 次世代育成支援対策推進法に基づくくるみん認定状況

資料 1 - 4

## 1 次世代育成支援対策推進法に基づくくるみん等認定状況（中国地方及び全国）

単位：件

認定 県名	トライ くるみん		くるみん		プラチナ くるみん	
		プラス		プラス		プラス
島根県	0	0	21	1	3	1
鳥取県	0	0	24	2	2	0
岡山県	0	0	70	3	9	1
広島県	0	0	100	0	2	0
山口県	0	0	49	0	8	2
全 国	5	0	5,432	71	807	96

(令和7年10月末時点での公表することに了解を得た企業)

## 2 島根労働局管内認定企業（令和7年11月30日時点）

### （1）法第15条の2に基づく「プラチナくるみん」認定企業（3社）

	認定企業名	所在地	業 種	認定年	プラス認定
1	社会医療法人仁寿会	川本町	医療・福祉	2017年	
2	株式会社山陰合同銀行	松江市	金融業	2018年	2024年
3	社会福祉法人島根県社会福祉協議会	松江市	医療・福祉	2025年	

### （2）法第13条に基づく「くるみん」認定企業（22社）

	認定企業名	所在地	業 種	認定年	プラス認定
1	株式会社長岡塗装店	松江市	建設業	2007年、2009年、2011年	
2	社会医療法人仁寿会	川本町	医療・福祉	2009年	
3	松江土建株式会社	松江市	建設業	2011年	
4	株式会社テクノプロジェクト	松江市	情報通信業	2012年	
5	株式会社山陰合同銀行	松江市	金融業	2012年	
6	国立大学法人島根大学	松江市	教育、学習支援業	2012年、2015年	
7	社会福祉法人島根ライトハウス	松江市	医療・福祉	2013年、2015年、2017年	
8	株式会社島根富士通	出雲市	製造業	2013年	
9	社会福祉法人静和会	出雲市	医療・福祉	2015年	
10	イマックス株式会社	出雲市	建設業	2015年	
11	一畑工業株式会社	松江市	建設業	2015年	
12	フジキコーポレーション株式会社	松江市	卸売業、小売業	2016年	
13	公益社団法人益田市医師会	益田市	医療・福祉	2016年	
14	島根島津株式会社	出雲市	製造業	2016年	
15	アサヒ工業株式会社	松江市	建設業	2017年	
16	株式会社ジェイ・オー・ファーマ	出雲市	製造業	2019年	
17	株式会社ユニコン	松江市	卸売業、小売業	2019年	
18	社会福祉法人島根県社会福祉協議会	松江市	医療・福祉	2020年	
19	株式会社新興建設コンサルタント	川本町	学術研究、専門・技術サービス業	2025年	
20	株式会社守谷刃物研究所	安来市	製造業	2025年	
21	島根中央信用金庫	出雲市	金融業	2025年(新基準)	2025年
22	株式会社金見工務店 <b>[New]</b>	松江市	建設業	2025年(新基準)	

## 認定基準に関する実績

### 1 認定企業

株式会社金見工務店  
 所 在 地：松江市上乃木2-18-1  
 業 種：建設業  
 認 定 日：令和7年11月26日  
 認定の段階：2段階目（5つの基準のうち4つの基準をクリア）



### 2 えるばし認定に係る実績（直近の事業年度：令和6年3月1日～令和7年2月28日）

認定の主な基準	実績
<b>【評価項目1：採用】</b> 直近の事業年度において、次の①と②の両方に該当すること ① 正職員に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値 （平均値が4割を超える場合は4割）以上であること ② 正職員の基幹的な雇用管理区分における女性労働者の割合が産業ごとの平均値（平均値が4割を超える場合は4割）以上であること	<b>&lt;達成&gt;</b> ① <b>27.1%</b> $\geq$ 14.8%（産業平均値） ② 基幹的な雇用管理区分 技術職（建築） <b>20.0%</b> $\geq$ 10.7%（産業平均値）
<b>【評価項目2：継続雇用】</b> 直近の事業年度において、正社員の女性労働者の平均継続勤務年数が産業ごとの平均値以上であること	<b>&lt;未達成&gt;</b> <b>9.75年</b> $\leq$ 10.4年（産業平均値） <b>【改善状況】</b> 2年以上連続して実績が改善している。 • 令和5年度：7.43年 • 令和4年度：6.63年
<b>【評価項目3：労働時間等の働き方】</b> 雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が、直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満であること	<b>&lt;達成&gt;</b> 全ての月で <b>45時間未満</b>
<b>【評価項目4：管理職比率】</b> 直近の事業年度において、管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上であること	<b>&lt;達成&gt;</b> <b>14.3%</b> $\geq$ 4.1%（産業平均値）
<b>【評価項目5：多様なキャリアコース】</b> 直近の3事業年度のうち、常時雇用する労働者数が300人以下の事業主は1項目以上の実績を有すること。 A 女性の非正社員から正社員への転換 B 女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換 C 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用 D おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用	<b>&lt;達成&gt;</b> 以下のとおり1項目以上の実績がある。 <b>A 1人</b>

## 女性活躍推進法に基づく認定制度の概要

- ◆ 厚生労働省では、一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良である等の一定の要件を満たした事業主を、女性活躍推進法に基づく「えるぼし」企業として認定しています。  
また、えるぼし認定を受けた事業主のうち、一般事業主行動計画の目標達成や女性の活躍推進に関する取組の実施状況が特に優良である等の一定の要件を満たした場合にプラチナえるぼし認定を受けることができます。
- ◆ 認定を受けた事業主は、厚生労働大臣が定める認定マーク「えるぼし」又は「プラチナえるぼし」を商品や広告、名刺、求人票などに使用することができ、認定を受けた企業であることをPRすることにより、優秀な人材の確保や企業イメージ向上等につながることが期待できます。  
また、えるぼし認定、プラチナえるぼし認定を受けた事業主は、公共調達で加点を受けることができ、有利になる場合があります。

### 認定の段階

 <p><b>プラチナえるぼし</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、<b>当該行動計画に定めた目標を達成</b>したこと。</li> <li>● 男女雇用機会均等推進者、職業家庭両立推進者を<b>選任</b>していること。(※)</li> <li>● プラチナえるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準の<b>全て</b>を満たしていること。(※)</li> <li>● 女性活躍推進法に基づく情報公表項目（社内制度の概要を除く。）のうち、<b>8項目以上</b>を「女性の活躍推進企業データベース」で<b>公表</b>していること。(※)</li> </ul> <p>※ 実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表することが必要。</p>
 <p><b>えるぼし（3段階目）</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準」5つの項目の<b>全て</b>を満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に<b>毎年公表</b>していること。</li> </ul>
 <p><b>えるぼし（2段階目）</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準」5つの項目のうち<b>3つ又は4つ</b>の基準を満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に<b>毎年公表</b>していること。</li> <li>● 満たさない項目については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該基準に関連するものを実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、<b>2年以上連續してその実績が改善</b>していること。</li> </ul>
 <p><b>えるぼし（1段階目）</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準」5つの項目のうち<b>1つ又は2つ</b>の基準を満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に<b>毎年公表</b>していること。</li> <li>● 満たさない項目については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該基準に関連するものを実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、<b>2年以上連續してその実績が改善</b>していること。</li> </ul>

- えるぼし認定については厚生労働省ホームページ（女性活躍推進法特集ページ）をご覧ください。  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>



## 女性活躍推進法に基づくえるぼし認定状況

### 1 女性活躍推進法に基づくえるぼし認定状況（中国地方及び全国）

	認定企業数	認定段階			プラチナ 認定企業数
		1段階目	2段階目	3段階目	
島根県	17	0	6	11	1
鳥取県	16	0	8	8	1
岡山県	42	0	18	24	0
広島県	31	0	14	17	0
山口県	26	0	16	10	0
全 国	3,944	21	1,235	2,688	100

(令和7年10月末日現在で公表することに了解を得た企業)

### 2 島根労働局管内認定企業 19社（令和7年11月30日時点）

出雲市

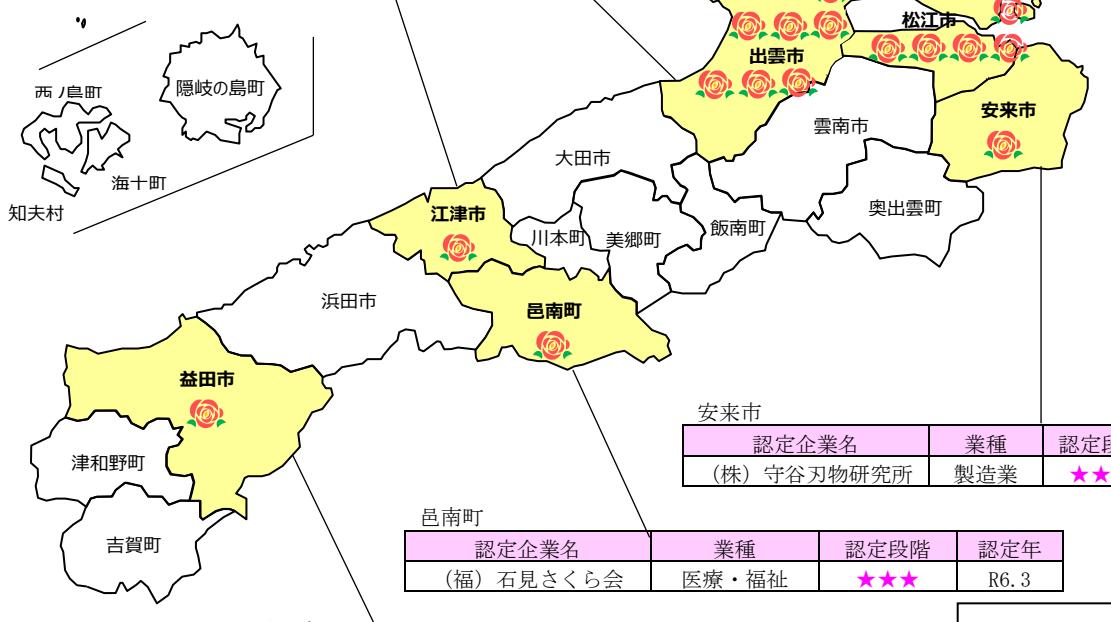
認定企業名	業種	認定段階	認定年
(福)壽光会	医療・福祉	★★★	H30.9
(福)あすなろ会	医療・福祉	★★	R4.10
(株)シーエスエー	情報通信業	★★★	R5.3
(株)いざもえん	医療・福祉	★★★	R6.10
山陰ヤクルト販売(株)	卸売業、小売業	★★★	R7.2
島根中央信用金庫	金融業	★★	R7.3
大福工業(株)	建設業	★★★	R7.5

江津市

認定企業名	業種	認定段階	認定年
若女食品(株)	製造業	★★★	R6.7

松江市（プラチナえるぼし）

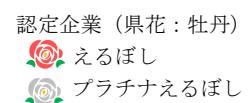
認定企業名	業種	認定段階	認定年
(株)山陰合同銀行	金融業	R6.8	
松江市			
認定企業名	業種	認定段階	認定年
(株)山陰合同銀行	金融業	★★	H28.12
(福)島根県社会福祉事業団	医療・福祉	★★	H30.12
(株)共立エンジニア	学術研究・専門・技術サービス業	★★	R5.1
(福)松江福祉公社	医療・福祉	★★★	R6.11
(株)オレンジコード	医療・福祉	★★	R7.6
しまね信用金庫	金融業	★★★	R7.10
一畑電気鉄道(株)	不動産業	★★★	R7.11
株式会社金見工務店 [New]	建設業	★★	R7.11



認定企業名	業種	認定段階	認定年
(株)守谷刀物研究所	製造業	★★★	R6.10

認定企業名	業種	認定段階	認定年
(福)石見さくら会	医療・福祉	★★★	R6.3

認定企業名	業種	認定段階	認定年
(公社)益田市医師会	医療・福祉	★★★	H28.11



■島根県内のえるぼし認定

企業の詳細は[こちら](#)▶